

国の債権に係る情報の公表

財務省及び国土交通省所管 (特定国有財産整備特別会計)

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

	平成19年度								平成20年度								平成21年度							
	管理対象債権額				消滅額				管理対象債権額				消滅額				管理対象債権額				消滅額			
	前年度以前発生未消滅債権分		本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分		前年度以前発生未消滅債権分		本年度発生分		前年度以前発生未消滅債権分		本年度発生分		前年度以前発生未消滅債権分		本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分	
	うち	うち	うち	うち	うち	うち	うち	うち	うち	うち	うち	うち	うち	うち	うち	うち	うち	うち	うち	うち	うち	うち	うち	うち
合計	151,522	4,628	146,894	149,100	2,206	-	146,894	-	20,651	2,421	18,229	20,423	2,194	-	18,229	-	43,798	227	43,571	43,733	162	-	43,571	-
備考	(主な歳入金債権) ・不動産売払代債権 151,079				(主な歳入金債権) ・不動産売払代債権 148,657				(主な歳入金債権) ・不動産売払代債権 20,004				(主な歳入金債権) ・不動産売払代債権 19,777				(主な歳入金債権) ・不動産売払代債権 42,892				(主な歳入金債権) ・不動産売払代債権 42,828			

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第百四十一号。)第二十七条各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

歳入金債権の年度末現在額の推移

債権の種類	平成19年度末現在額										平成20年度末現在額										平成21年度末現在額																										
	一般分(徴収停止分を除く。)								徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)								徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)								徴収停止分																		
	本年度発生債権分				前年度以前発生債権分				合計		本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	本年度発生債権分				前年度以前発生債権分				合計		本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	本年度発生債権分				前年度以前発生債権分				合計														
	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額													
(款) 国有財産処分収入																																															
(項) 国有財産売払収入	2,421	-	-	-	2,421	-	2,421	-	-	227	-	-	-	227	-	227	-	-	64	-	-	-	64	-	64	-	-	64	-	-	-	64	-	-	-	64	-	-									
(目) 不動産売払代債権	2,421	-	-	-	2,421	-	2,421	-	-	227	-	-	-	227	-	227	-	-	64	-	-	-	64	-	64	-	-	64	-	-	-	64	-	-	-	64	-	-									
(款) 雑収入																																															
(項) 雑収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-	-	-	0	-	-	-	0	-	-
(目) 金銭引渡請求権債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-	-	-	0	-	-	-	0	-	-
合計	2,421	-	-	-	2,421	-	2,421	-	-	227	-	-	-	227	-	227	-	-	64	-	0	-	64	-	64	-	-	64	-	0	-	64	-	-	-	64	-	-									

※計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。